

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法に基づく「一般事業主行動計画」

1 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間

2 内 容

前橋市社会福祉協議会は、職員の86%が女性であることから、女性が大変活躍できる職場です。女性が継続して就業できるよう、育児・介護休業や育児時間制度を積極的に取得できるような職場環境づくりに取り組んでいます。全ての職員が仕事と子育て、介護を両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

3 達成しようとする目標

「正社員の残業時間を月平均10時間以内とする」

4 具体的な取り組み

- (1) 各所属における職員の業務分担の見直しを定期的に行い、職員の業務量の平準化を図る。
- (2) 年次有給休暇の取得促進の徹底を図る。

5 女性の活躍に関する情報公表

【労働者に占める女性労働者の割合】

○全体	86%
○正社員	62%
○パートタイム労働者	95%